

笠間市告示第134号

平成20年第2回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年5月26日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成20年6月2日(月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成20年第2回笠間市議会定例会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 議 事 |
|-------|-----|-------|--|
| 6月 2日 | 月 | 本 会 議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 （質疑・討論・採決 議案の一部） |
| 6月 3日 | 火 | 休 会 | 議案調査 【議案質疑通告締切(午前中)】 |
| 6月 4日 | 水 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 【一般質問通告締切(午前中)】 |
| 6月 5日 | 木 | 休 会 | 常任委員会（総務・土木建設） |
| 6月 6日 | 金 | 休 会 | 常任委員会（文教厚生・産業経済） |
| 6月 7日 | 土 | 休 会 | |
| 6月 8日 | 日 | 休 会 | |
| 6月 9日 | 月 | 休 会 | 議事整理 |
| 6月10日 | 火 | 休 会 | 議事整理 |
| 6月11日 | 水 | 休 会 | 議事整理 【議会運営委員会】 |
| 6月12日 | 木 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名 一般質問 |
| 6月13日 | 金 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名 一般質問 【討論通告締切(午前中)】 |
| 6月14日 | 土 | 休 会 | |
| 6月15日 | 日 | 休 会 | |
| 6月16日 | 月 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 （質疑・討論・採決 議案の一部） 閉会 【全員協議会】 |

平成20年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成20年6月2日 午前10時00分開会

出席議員

| | | | | | | | |
|-----|----|---|---|----|---|---|---|
| 議長 | 28 | 番 | 石 | 崎 | 勝 | 三 | 君 |
| 副議長 | 13 | 番 | 萩 | 原 | 瑞 | 子 | 君 |
| | 1 | 番 | 小 | 磯 | 節 | 子 | 君 |
| | 2 | 番 | 石 | 田 | 安 | 夫 | 君 |
| | 3 | 番 | 蛭 | 澤 | 幸 | 一 | 君 |
| | 4 | 番 | 野 | 口 | | 圓 | 君 |
| | 5 | 番 | 藤 | 枝 | | 浩 | 君 |
| | 6 | 番 | 鈴 | 木 | 裕 | 士 | 君 |
| | 7 | 番 | 鈴 | 木 | 貞 | 夫 | 君 |
| | 8 | 番 | 西 | 山 | | 猛 | 君 |
| | 9 | 番 | 村 | 上 | 典 | 男 | 君 |
| | 10 | 番 | 石 | 松 | 俊 | 雄 | 君 |
| | 11 | 番 | 畑 | 岡 | | 進 | 君 |
| | 12 | 番 | 海 | 老澤 | | 勝 | 君 |
| | 14 | 番 | 中 | 澤 | | 猛 | 君 |
| | 15 | 番 | 上 | 野 | | 登 | 君 |
| | 16 | 番 | 横 | 倉 | き | ん | 君 |
| | 17 | 番 | 町 | 田 | 征 | 久 | 君 |
| | 18 | 番 | 大 | 関 | 久 | 義 | 君 |
| | 19 | 番 | 市 | 村 | 博 | 之 | 君 |
| | 20 | 番 | 野 | 原 | 義 | 昭 | 君 |
| | 21 | 番 | 杉 | 山 | 一 | 秀 | 君 |
| | 22 | 番 | 柴 | 沼 | | 広 | 君 |
| | 23 | 番 | 小 | 園江 | 一 | 三 | 君 |
| | 24 | 番 | 須 | 藤 | 勝 | 雄 | 君 |
| | 25 | 番 | 竹 | 江 | | 浩 | 君 |
| | 26 | 番 | 常 | 井 | 好 | 美 | 君 |
| | 27 | 番 | 海 | 老澤 | 勝 | 男 | 君 |

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

| | |
|-----------------|-------------|
| 市 長 | 山 口 伸 樹 君 |
| 副 市 長 | 渡 邊 千 明 君 |
| 教 育 長 | 飯 島 勇 君 |
| 市 長 公 室 長 | 塩 田 満 夫 君 |
| 総 務 部 長 | 深 澤 悌 二 君 |
| 市 民 生 活 部 長 | 打 越 正 男 君 |
| 福 祉 部 長 | 岡 野 正 三 君 |
| 保 健 衛 生 部 長 | 仲 村 洋 君 |
| 産 業 経 済 部 長 | 青 木 繁 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 小 松 崎 登 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 早 乙 女 正 利 君 |
| 教 育 次 長 | 加 藤 法 男 君 |
| 消 防 次 長 | 植 木 敏 夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | 仲 村 新 一 郎 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 西 連 寺 洋 人 君 |

出 席 議 会 事 務 局 職 員

| | |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 鈴 木 健 二 |
| 事 務 局 次 長 | 高 野 幸 洋 |
| 次 長 補 佐 | 柴 山 昭 |
| 主 査 | 高 野 一 |
| 主 幹 | 川 野 輪 良 子 |
| 事 務 補 | 篠 崎 三 枝 子 |

議 事 日 程 第 1 号

平 成 2 0 年 6 月 2 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 諸 般 の 報 告 に つ い て
- 日 程 第 4 請 願 陳 情 に つ い て
- 日 程 第 5 諮 問 第 1 号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に 意 見 を 求 め る こ と に つ い て

- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算(第8号)）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)）
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第7 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第48号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について（岩間中校舎建設工事）
- 日程第10 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約）
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算(第 8 号)）
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)）
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 7 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第48号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第49号 工事請負契約の締結について（岩間中校舎建設工事）
- 日程第10 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 00 分開会

表彰状の伝達

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、ここで表彰状の伝達を行います。

茨城県市議会議長会から表彰状が贈られておりますので、私から伝達をさせていただきます。

茨城県市議会議長から、市議会議員 8 年以上在職者に対する表彰で、中澤 猛君、萩原瑞子君、畑岡 進君が表彰されております。

それでは、順に名前をお呼びいたしますので、演壇の前までお進みください。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、お名前をお呼びいたします。

中澤 猛議員、お願いいたします。

議長（石崎勝三君）

表彰状

笠間市議会議員 中澤 猛殿

あなたは、市議会議員の職にあること 8 年、熱誠地方自治の伸長発展に尽瘁し、市勢の

向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成20年4月17日

茨城県市議会議長会会長 伊藤充朗（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、萩原瑞子議員、お願いします。

議長（石崎勝三君）

表彰状

笠間市議会議員 萩原瑞子殿

以下、同文でございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、畑岡 進議員、お願いします。

議長（石崎勝三君）

表彰状

笠間市議会議員 畑岡 進殿

以下、同文でございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（石崎勝三君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

表彰を受けられた方、まことにおめでとうございます。

開会の宣告

議長（石崎勝三君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、8番西山 猛君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

市長あいさつ

議長（石崎勝三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成20年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私とも多忙な中、本日の議会にご出席をいただき、ま

ことにありがたくお礼を申し上げたいと思います。

冒頭、さきのミャンマーのサイクロン及び中国・四川省大地震による被災地域の方々、また被災に遭われた方々に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

笠間市では、中国・四川省大地震の被災地域への支援といたしまして、毛布50枚を贈ることといたしました。未曾有の災害に直面し、復興に向けて努力されている被災地の方々の一日も早い復興をお祈りいたします。

平成20年度は、新市3年目となりますが、事務事業もおおむね調整が終了し、制度統一がされてまいりました。今年度は、21の事業を重要事務事業として選定し、重点的に事業を推進しております。中でも、企業誘致と少子化対策に一層力を入れてまいります。

行財政改革につきましては、業務の工夫を行い、事務事業の合理化をさらに進めてまいります。これまでも観光施設やスポーツ施設、学童クラブなどは民間委託や指定管理者制度の活用を行ってきておりますが、今後も積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

今年度から2カ年にわたり、まちづくり特例市の制度を段階的に受け入れております。これからの自治体は、従来に増して多様な住民ニーズに迅速かつ確かな対応が望まれます。そのためにも、権限の移譲を受け入れて自治体を運営していくことが必要であります。人材育成に力を入れ、まちづくり特例市として、しっかりした行政運営を行ってまいりたいと思います。

昨日の6月1日から、市内8店舗でレジ袋の有料化が始まりました。県内では、ひたちなか市、常陸太田市に次いで3番目でございますが、環境基本計画の施策として、また地球温暖化対策として、さらに拡大できるよう努めてまいります。

市役所としても、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出の抑制に向けた具体的な取り組みを行います。電気や水、コピー用紙の使用量の削減に努めるとともに、ガソリン使用量の削減を目指したノーマイカーデーの実施などに取り組んでまいります。

岩間庁舎の利活用につきましては、昨年度ご議論をいただきましたが、ことし10月の公民館、図書館の開館を目指し、現在、庁舎の改築工事を進めております。

また、岩間中学校の耐震化に伴う校舎建設については、来年8月の竣工を目指し、新しい校舎の建設を進めていく予定でございます。工事期間中は、市民の皆さんに不便をかけることもあるかと思いますが、ご理解をいただけるようお願いいたします。

また、4月から始まった後期高齢者医療制度や道路特定財源暫定税率の問題など、国の制度の運用の中で、行政説明のあり方が問われております。マスコミ等の報道も問題ありますが、制度の本質がなかなか見えないため、制度自体が理解しにくい状況になっております。このような状況であります。市民の皆さんには今後も説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

国保連合会の着服事件については、さきに行われた理事会の中で、補てんの方法や関係

者の処分、再発防止策等が決定されました。市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしましたこと、おわびを申し上げたいと思います。

このようなことは二度とあってはならないことでもありますので、しっかりとしたチェック機能を果たした運営を行うよう、理事会としても努めてまいりたいと思います。

さて、今定例会におきましては、諮問2件、報告7件、議案8件のご審議をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる審議の上、ご議決またはご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつにかえます。

議長（石崎勝三君） 8番西山議員が着席いたしました。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番町田征久君、18番大関久義君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月26日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月26日午前10時から委員会室において、平成20年第2回市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、本日から6月17日までの16日間といたします。

初日の2日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案等の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

3日は議案調査等のため休会とし、4日は議案質疑を行い、各常任委員会への付託となります。

5日と6日の両日は休会とし、常任委員会を開催いたします。

9、10、11日の3日間は議事整理のため休会となります。

12、13、16日の3日間は一般質問となります。

最終日の17日は、各委員会に付託された議案等の審議結果を委員長から報告を受けた後討論、採決を行い、終了となります。

なお、初日において即決となります議案は、諮問第1号、2号、報告第3号から第9号まで及び議案第47号から49号までとなります。

以上、報告いたします。

議長（石崎勝三君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月17日までの16日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、繰越明許費、継続費の逓次繰越及び地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告、並びに地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人笠間市開発公社及び笠間工芸の丘株式会社の経営状況についての書類が、「法令等に基づく報告事項」としてまとめて提出されましたので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員

の出席者は、別紙資料のとおりです。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本日まで議会に提出された請願陳情については、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。この請願陳情については、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び第2号で提出しております人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、2名の委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、平成14年から活動されている平山 正氏、並びに平成17年から活動されている久保田運平氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに

採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 18番。

18番（大関久義君） 日程の3の諸般の報告については、先ほどの市長の報告が諸般の報告と聞いてよろしいんですか。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算（第8号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石崎勝三君） 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）から、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）までの7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第3号から第9号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した笠間市手数料条例の一部を改正する条例2件、笠間市税条例の一部を改正する条例、笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約、平成19年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）及び損害賠償の額を定め和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 私からは、報告第3号から報告第7号までの専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

報告第3号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

笠間市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の内容でございますが、租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定申請手数料及び火薬取締法に基づく申請手数料につきましては、平成20年4月1日からのまちづくり特例市の指定に伴い、権限移譲された事務に関する規定を見直すものでございます。

条例の新旧対照表にて説明いたします。

5ページをお開きください。

租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定申請手数料につきましては、別表第1中に、茨城県が行っております1,000平方メートル以上の優良宅地造成認定申請手数料を加えるとともに、現在市で取り扱っております1,000平方メートル未満の申請手数料についても、他の市町村との均衡を図るため手数料を改めるものでございます。

7ページをごらんください。

次に、火薬類取締法に基づく申請手数料につきましては、茨城県が行っておりました火薬類譲渡許可申請手数料、火薬類譲受許可申請手数料及び煙火消費許可申請手数料を加えております。

なお、手数料の額につきましては、県内同一の額となっております。

以上で、報告第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

笠間市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分でございますが、戸籍法の改正に伴う改正でございます。

条例の新旧対照表にて説明いたします。

2ページをごらんください。

別表第1中、1号から5号まででございますが、改正前は、10条第1項は、何人でも戸籍の謄本、抄本を、また戸籍の電算処理に基づく磁気ディスクをもって作成された事項の証明書の交付を申請できるものでしたが、改正後は、戸籍に記載されているもの、その配偶者等、また限定理由に基づく第三者請求、公用請求、弁護士等の請求、本人確認を求める改正に伴う条文の改正でございます。手数料の額については変更ございません。平成20年5月1日からの施行でございます。

以上で、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

笠間市税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日成立し、即日交付されたことに伴い、市税条例についても同日付にて施行する必要があったため、同日専決処分をしたものでございます。

説明につきましては、参考資料として添付しております笠間市税条例改正議案等の概要説明書にて説明いたします。

参考資料の1ページをごらんください。

1の法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあるもので収益事業を行わないものについては、均等割を非課税とする改正と条文の整理でございます。

2の住宅借入金等特別税額控除の申告手続等にかかわる規定の整備でございますが、現行では申告書の提出期限が3月15日までとなっておりますが、改正後は、市民税の納税通知書が送達された後でも市長においてやむを得ない理由があると認めるときは適用するものでございます。

3の特定中小会社が発行した株式にかかわる譲渡所得等に適用される優遇措置の廃止でございます。

以上で、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約を専決処分したものでございます。

他の公平委員会の現状を踏まえ、改正を行うものでございます。

規約の新旧対照表にて説明いたします。

4枚目をお開きください。

第3条第1項は、委員の選任方法ですが、改正前でございますが、公平委員会の委員は、関係団体の長が協議して定めた候補について、それぞれの議会の同意を得て幹事団体の長が任命するとなっておりますが、笠間市長がその議会の同意を得て選任するに改正するものでございます。

この選任方法につきましては、県内の共同設置による多くの公平委員会において採用されている方法でございます。

また、同条第2項及び第4条第3項の「幹事団体」を「笠間市」に変更するものでございます。

以上で、報告第6号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成19年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

市税、各交付金、地方交付税、国県支出金及び市債等の確定に伴い補正をしたものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億963万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億2,130万7,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

6ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正でございますが、1の追加は、県単林道開設事業、本戸前山線4,298万円を追加するものでございます。これにつきましては、年度内に道路の線形に変更が生じ、工事の進捗がおくれたため繰り越しをしたものであります。

2の変更でございますが、道路新設改良事業につきましては、用地交渉の難航、工事の年度内完了が見込めないなどの理由により、繰越額を574万2,000円から1,396万1,000円に変更するものでございます。

市幹線道路整備事業などは、用地取得等の進捗があったため、それぞれ減額するものであります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。臨時地方道整備事業債を含め、9件についてそれぞれの事業費の確定により、限度額の変更を行ったものでございます。

歳入歳出につきまして、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

歳入でございますが、1款市税の1項2目法人分が8,000万円の増でございます。4項1目市たばこ税が1,207万8,000円の減、2款地方譲与税では、1項1目自動車重量譲与税が3,667万8,000円の増、6款地方消費税交付金では2,625万9,000円の減でございます。

12ページをごらんください。

10款地方交付税の特別交付税で8,543万8,000円の増でございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、市町村合併推進体制整備費補助金9,041万5,000円の増でございます。4項の土木費国庫補助金は1億4,450万円の増でございますが、大淵飯田線道路改良工事補助金ほか5本の補助金でございます。

18款繰入金でございますが、2項2目の減債基金繰入金が2億3,522万5,000円を減じております。7目友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金を5,918万6,000円を減額するものでございます。

14ページをごらんください。

21款市債、1項3目土木費では3億4,620万円の減で、市道整備事業債、友部駅周辺整備事業債の減が主なものでございます。

15ページからは歳出でございますが、補正額ゼロとなっているものは、財源の組み替えによるものでございます。これについては、説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務費管理費、14目基金費は、財政調整基金積立金3,874万7,000円の増であります。

16ページをごらんください。

7款土木費、2項5目市幹線道路整備費は、国庫補助金の充当による財源組み替えと事業の振りかえでございます。

17ページをごらんください。

同じく土木費の4項都市計画費、6目友部駅周辺整備事業費2億4,832万円の減は、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金の減額が主なものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

専決第6号の専決処分の理由でございますが、事業費確定に伴い、農業集落排水事業市債償還基金に積み立てをするため、歳出予算の組み替え予算措置の必要が生じたことにより補正するもので、平成20年3月31日に専決処分をしたものでございます。

平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の1ページをごらん願

います。

第1条では、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるものとするものであります。

歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

4ページをごらん願います。

歳出についてご説明申し上げます。

1款農業集落排水事業費、2項農業集落排水施設建設費、1目農業集落排水事業建設費でございますが、事業費総額の変更はございませんが、事業費の確定により歳出予算の組み替えを行い、11節需用費47万9,000円及び15節工事請負費192万9,000円を減額し、農業集落排水事業市債償還基金に積み立てをするため25節積立金240万8,000円を増額するものであります。

以上で、報告第8号の専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 報告第9号 専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

2枚目の専決第4号、専決処分書によりご説明申し上げます。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記のとおり平成20年3月28日専決処分したものでございます。

笠間市は、対物事故で生じた損害について次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものであります。

和解の相手方ではありますが、笠間市石井1517番地1、関彰商事株式会社笠間支店、支店長長谷川潔司氏でございます。

内容でございますが、平成20年3月1日土曜午後3時30分ごろ、笠間市石井989番地1、関彰商事株式会社笠間給油所内において、笠間消防署の救助工作車が給油後、左にハンドルを切りながら前進したところ、車両右後部が空気充填機及びレジ収容ボックスに接触し破損し、損害を与えたことによるものです。

損害賠償の額であります。責任割合市側100%、市は、相手側に修理費として59万5,980円を支払うものでございます。

本事故について、速やかに示談処理をし、賠償金を支払う必要があるため、専決処分するものであります。

なお、この支払いにつきましては、全国市有物件災害共済会の保険を適用するものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第7、議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます

本件は、柴山博光氏を笠間市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第48号 笠間市等公平委員会の選任に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第8、議案第48号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市等公平委員会委員は、笠間市長が議会の同意を得て選任することになっております。

本案は、現職であります飯嶋富重氏の任期満了に伴い、同氏を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第49号 工事請負契約の締結について（岩間中校舎建設工事）

議長（石崎勝三君） 日程第9、議案第49号 工事請負契約の締結について（岩間中校

舎建設工事)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第49号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、岩間中学校校舎建設工事の請負契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(石崎勝三君) 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長(深澤悌二君) 議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1の契約の目的でございますが、岩間中学校校舎建設工事でございます。工事の概要は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、建築延べ面積が5,949.68平方メートルでございます。

契約の方法でございますが、一般競争入札によるものでございます。5月22日に一般競争入札を行い、3社の入札参加があり、決定したものでございます。契約の金額は11億4,450万円、うち消費税が5,450万円でございます。

契約の相手方は、水戸市三の丸2の11の17、鈴縫工業株式会社水戸営業所、所長山縣英之でございます。

工期は、議決のあった翌日から平成21年8月31日まででございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番村上典男君。

9番(村上典男君) この11億何がしの中学校の建設工事はわかるんですが、この紙一枚で11億円の議決は、私はとてもそこまで責任負えないので、どういうものができるのか、図面なり何なりで、できればご説明をいただきたいんですね。

旧友部町のことを言っでは申しわけないんですが、旧友部町の時代には、こういうものをつくりますよということで図面なり何なりで説明があったんですよ。それできちんと議決をしたわけなので、紙一枚で11億円議決してくれと言われても、私は住民に説明ができませんので、何とか説明ができるような図面なり何なりをご提出をお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 9番村上議員のご質疑にお答え申し上げます。

図面等の提示でございますけれども、内容について、ちょっと不足している部分についてご説明申し上げたいと思います。

先ほど提案理由の中でも申し上げましたように、鉄筋コンクリートづくり3階建て、建築面積は2,522.92平方メートルでございます。延べ床面積が5,949.68、工事の内容につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、それから外構工事、外構工事は一部建築附帯部分のみでございます。

主要な教室でございますけれども、1階、普通教室が五つ、技術室、家庭科室、技術家庭メディアホール、保健室、それから校長室等を備えております。その中で、1階に多目的スペース、それから2階には普通教室が五つ、特殊教室、それから理系メディアホール、3階には普通教室……。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 私は図面を出していただきたいというお話をしたのであって、便所の数から水道の数から全部これから説明するんですか、深澤さん。グラウンドの形状から便所の数から何から、全部口頭で説明するつもりなんですか。だったら、徹底的に説明を受けても結構ですが、口頭での説明では理解できないですよ、正直言って。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時50分休憩

午前11時06分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番竹江 浩君が所用のため退席をいたしました。

質疑を続け、答弁、総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 大変失礼いたしました。

お手元に配付いたしました工事概要、また配置図等をごらんいただきたいと思います。

建築概要につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、3階建て、建築面積が2,522.92、延べ床面積が5,949.68でございます。工事の内容は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事等でございます。

主要教室については、そこに1階から3階までございますけれども、特徴として、各階に多目的スペース、それからメディアホール等を設けたものでございます。また、その他としてエレベーターということで、車いすでも乗れるエレベーターを用意でございます。

配置図をごらんいただきたいと思います。

現在、既存の建物は北側に建物があるんですが、入り口の方に新校舎を建設する予定で

ございます。ちょうど中に、中庭がある内容になってございます。

それから、次のページについては立面図、それから平面図等が載ってございます。各階に、先ほど申し上げました中庭のわきに多目的スペースというものを設け、それから技術室のわきには技術家庭メディアホール等を設けるものでございます。3階まで吹き抜けになっております。そのような構造でございます。

この特徴としては、多様な教育に対応できる施設づくりとして、先ほど申し上げました多目的スペースの確保、それから生活環境として豊かな施設づくりとして採光、通風、換気等に十分配慮するために中庭等の設置をしております。また、車いすのまま乗車可能なエレベーターの設置、それから地場産品の有効活用ということで、内装材として使用する木材、稲田のみかげ石、それから笠間焼陶板の設置を計画しております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第10、議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

監査委員条例の新旧対照表にて説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

第8条の見出しを「決算等の審査」に改め、本文中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び証書類等」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による」に改めるものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に交付され、その一部が20年4月1日から施行されたことに伴い、監査委員は、平成19年度の決算審査から、地方自治法及び地方公営企業法に基づく決算審査とは別に、財政健全化審査及び経営健全化審査を実施することになります。

財政健全化審査では、健全化判断基準である実質赤字比率、公営企業会計まで含めた連結実質赤字比率、一部事務組合等への地方債償還にかかわる負担金まで含めた実質公債費比率及び笠間市が設立した法人の負債額にかかわる一般会計負担見込額まで含めた将来負担比率及びその算定の基礎資料となる事項を記載した書類を審査し、意見書を提出することになります。

また、経営健全化審査では、公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し、書類を審査し、意見書を提出することになります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民税の公的年金からの特別徴収など所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、総務部長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

大変長い改正条文でございますので、税条例改正議案等の概要説明書、参考資料2の議案第51号概要説明書にて説明申し上げます。ごらんいただきたいと存じます。

1ページをごらんください。

住民税における改正でございますが、1の公的年金等にかかわる個人市民税を公的年金より特別徴収するものでございます。これにつきましては、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、制度の導入を図るものでございます。

1の対象者は、65歳以上の公的年金受給者でございます。対象除外者は、当該年度の老齢基礎年金等の額が18万円未満である者で、介護保険の特別徴収と同様でございます。

また、当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超えるものは対象外となります。

2の徴収する税額でございますが、公的年金等にかかわる所得割額及び均等割額でございます。

3の対象年金は、老齢基礎年金等でございます。

4の特別徴収の対象税額と徴収方法でございますが、仮算定の税額を上半期に、本算定後に残りの税額を下半期に徴収するものでございます。

5の実施時期は、平成21年10月支給分からとなります。

特別徴収の予想数でございますが、年金受給者のおおむね2割の方が対象となるものとは国では予想しております。本市におきましては、現在約4,500の方が課税対象となっておりますので、同程度の方が特別徴収の対象となるものと予想をしております。

2ページをお開きください。

寄附金税制の見直しでございます。

21年度の個人住民税より適用するものでございます。控除方式を所得控除方式から税額控除方式に改正するものでございます。また、控除対象限度額を総所得金額の30%に引き上げ、適用下限額を5,000円に引き下げるものでございます。

例に示してございますように、20万円を寄附した場合、現行の所得控除方式の場合は1万円の控除となりますが、税額控除方式では1万9,500円の控除となり、住民税が9,500円の減額となるものでございます。

3 ページは、ふるさと納税制度による地方公共団体に対する寄附制度の見直しでございます。適用下限金5,000円を超える部分については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除するものでございます。計算方法に記載しておりますように、先ほど説明した控除方式の見直し分1と、残りの90%から所得税分を差し引いた額、1割を限度といたしますが、この合計額を控除するものでございます。

例示でございますが、住民税の所得割額が29万3,500円の人が4万円を寄附した場合、適用下限額5,000円を差し引いた額3万5,000円が寄附控除対象額となります。所得税の限界税率が10%であるため、3万5,000円の80%を掛けますと2万8,000円となりますが、住民税所得割の1割以内なので全額対象となり、控除方式の見直し分10%3,500円をプラスして、住民税分が3万1,500円控除となります。また、所得税分の控除が3,500円控除となり、計3万5,000円の控除となります。

この制度は、20年1月1日からの寄附を対象に21年度の住民税から適用するものでございます。

次の4ページをごらんください。

証券税制の見直しでございます。

上場株式等の譲渡益並びに配当につきましては、本年は軽減税率を採用し、所得税、市民税、県民税合わせて10%となっておりますが、平成21年から22年までの2年間を経過期間とし、本則税率20%に移行する改正でございます。

次に、5ページをごらんください。

4の公益法人制度の見直しでございますが、現在の民法34条に基づく社団法人、財団法人についての設立許可手続について見直しがあり、改正後は公益社団法人、公益財団法人とするため、条例第51条中、市民税の減免規定の中での表記を改正するものであります。

5の肉用牛売却による事業所得にかかわる所得割の課税の特例の適用期限の延長でございますが、平成24年度まで延長するものであります。ただし、2,000頭を超える部分については非該当とするものでございます。

6ページをごらんください。

固定資産税の改正でございます。

外壁、窓等を通じて熱の損失防止の改修工事など省エネ改修工事を行った既存住宅にかかわる減額措置の創設でございます。平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の工事を行った住宅に対して、120平方メートルを限度として翌年度の税額から3分の1を減額するものでございます。

2以下の改正については、名称等の変更でございます。

議案書につきましては、以上の内容について改正条文を記載したものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

25番竹江 浩君が着席いたしました。

議案第52号 市道路線の認定について

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第52号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第52号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。本案は、開発行為の完了に伴う市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市建設部長から説明申し上げますので、よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第52号 市道路線の認定についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の市道路線の認定につきましては、友部地区の大古山地内の開発行為に伴います認定する路線、9路線を今回議会にお諮りするものでございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

認定する路線の調書でございますけれども、それぞれ整理番号、路線名、起点、終点、延長、幅員等が記載をされてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

これらの路線の位置関係を笠間市全図の中に赤丸でお示しをいたしているところでございます。

詳細につきましては、3ページでご説明を申し上げたいと思います。

なお、認定する路線につきましては、整理番号1番から9番までの路線でございます、赤色で表示をさせていただいております。

内容につきましては、図面の左側、それから下側に赤枠で囲って記載をいたしているわけでございます。

それでは、各路線についてご説明申し上げたいと思います。

整理番号1番、（友）3484号線でございますが、この路線につきましては、今回の開発行為の事業の中でメインの幹線道路ということで、幅員が9メートル、延長246メートルを新たに認定をするものでございます。

以下、整理番号2番、(友)3485号線、標準幅員が6メートル、延長217メートル、次に、整理番号3番、(友)3486号線、標準幅員が6メートル、延長が915メートル、それから整理番号4番、(友)3487号線、標準幅員6メートル、延長が149メートル、それから整理番号5番、角に書いてありますけれども、(友)3488号線、標準幅員が6メートル、延長が139メートル、それから下側に表示されていると思いますけれども、整理番号6番、(友)3489号線、標準幅員が6メートル、延長が172メートル、整理番号7番、(友)3490号線、標準幅員6メートル、延長38メートル、整理番号8番、(友)3491号線、標準幅員6メートル、延長30メートル、整理番号9番、(友)3492号線、標準幅員6メートル、延長30メートルの9路線を認定するものでございます。

以上で、市道認定についてのご説明を終わらせていただきます。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

議長(石崎勝三君) 日程第13、議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計について平成20年度予算を補正するものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(石崎勝三君) 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長(深澤悌二君) 議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ8,476万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268億8,676万4,000円とするものでございます。

事項別明細書により、主な内容についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございますが、15款県支出金、1項3目の農林水産業費県負担金でございますが、6,955万8,000円を増額するものでございます。小原地区等の土地改良事業に伴う埋蔵文化

財発掘調査負担金でございます。事業費に対し100%の負担金となっております。

2項4目農林水産業費県補助金1,611万5,000円の増は、森林機能緊急回復整備事業補助金でございます。この補助金は、平成20年度から5年間の期限を定めて茨城県が導入した森林湖沼環境税を財源とする補助金でございます。

9ページをお開きください。

歳出でございますが、2款総務費、1項6目企画費218万1,000円の増でございますが、備品購入費210万円は、デマンドタクシーへの昇降用ステップについて住民要望が多いことから、これらの購入費でございます。

5款農林水産業費、1項6目農地費6,955万8,000円の増でございますが、埋蔵文化財調査委託料でございます。小原地区の発掘調査1.4ヘクタール分、南指原地区の発掘調査報告書作成費用でございます。

2項1目林業振興費1,611万7,000円の増は、森林湖沼環境税を財源とする補助金で行う森林機能緊急回復整備事業の費用でございます。今後5年間にかけて市内の間伐事業等を計画しております。本年度は37ヘクタールを予定しております。

8款消防費、1項3目消防施設費128万9,000円の増は、可搬用の小型消防ポンプの購入費でございます。

9款教育費、2項2目の教育振興費494万6,000円の減は、小学校のパソコンのリース期間が終了することによる使用料の減額であります。

6項1目保健体育総務費56万5,000円の増は、笠間市出身で陸上競技、競歩の川崎真裕美選手が北京オリンピックに出場されることが見込まれることから、スポーツ奨励金並びに同選手の壮行費用を計上してございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石崎勝三君） 日程第14、議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、企業会計について平成20年度予算を補正するものであります。

内容につきましては、上下水道部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜

りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入1億3,110万円増額し6億257万1,000円に、支出でございますが、1款資本的支出1億3,110万円増額し8億939万円に、それぞれ補正するものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条の企業債でございますが、起債の目的、繰上償還で限度額4億2,810万円を、補正予定額、限度額5億5,920万円に増額し、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

詳細につきましては、予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債1億3,110万円の増額は、1節企業債で、繰上償還追加による増額でございます。

支出でございますが、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金1億3,110万円増額は、1節企業債償還金で、金融公庫から借り入れをしております利子5%以上6%未満の繰上償還を行うため増額補正をするものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月4日に開きますので、ご参集ください。

ご苦労さまでございました。

午前11時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 町 田 征 久

署 名 議 員 大 関 久 義